

主催：三重県

消費生活相談員 資格取得支援講座



受講料・教材費 **無料**

消費生活相談員資格とは、消費生活センターなどで悪質商法や商品事故の相談業務を行うための国家資格です。県内の有資格者が少数で相談員の担い手が不足しているため、本講座を開催し、相談員の担い手を養成します。資格取得を目指して、ぜひこの機会に学んでみませんか。法律になじみのない方にもわかりやすく説明します。

日程・カリキュラム 時間：10:00～16:00（昼休憩 1 時間）

実施日付	講義内容
1月14日(日)	消費者問題概説、消費者行政概説、論文の書き方
1月20日(土)	消費者契約法、消費者裁判特例法、特定商取引法①
1月27日(土)	特定商取引法②
1月28日(日)	民法
2月 3日(土)	特定商取引法③、割賦販売法
2月 4日(日)	製品安全に関する法令、電子商取引、情報通信に関する法令
2月11日(日)	衣食住に関する消費者問題、金融・保険の消費者問題と関係法令
2月18日(日)	景品表示法、独占禁止法、個人情報保護法、医薬品に関する法律、環境問題など
2月25日(日)	多重債務者に関する法令、訴訟と調停に関する法令、経済の基礎知識
3月 4日(日)	模試（択一のみ）、模試解説など

*日程は変更になる場合があります。また講義内容は進捗状況などにより変更する場合があります。

会場 三重県津市栄町1-954 三重県栄町庁舎3階 研修室

受講対象者 下記4条件を満たす方

- ①三重県内に在住で、平成30年3月31日現在において60歳以下の方。
 - ②講座を9割以上受講できる方。
 - ③平成30年度消費生活相談員資格試験を受験し、試験の可否結果を提供できる方。
 - ④平成30年度消費生活相談員資格試験合格後、「三重県消費生活相談員人材バンク」に登録できる方。
- ※消費生活相談員資格試験は受講生の自己負担で各自申込みのうえ受験してください。

募集定員 40名(応募者多数の場合は抽選)

申込方法 裏面参照

申込締切 平成29年12月25日(月)必着

選考結果 選考結果は、お申し込んだ方全員に郵送で通知させていただきます。なお、いただいた書類は返却しませんのでご了承ください。



津駅東口(JR・近鉄)より徒歩10分

申込・お問い合わせ先

株式会社 東京リーガルマインド 大阪法人事業本部 ^{しん}申・古塚
〒530-0013 大阪府大阪市北区茶屋町1-27 ABC-MART梅田ビル4F

TEL 06-6374-5021 (平日9:00~18:00) FAX 06-6374-5019

E-mail mie-soudan@lec-jp.com



主催：三重県
実施：株式会社 東京リーガルマインド
申込方法：郵送・FAX・E-mail のいずれかの方法で「三重県消費生活相談員資格取得支援講座参加希望」の旨と氏名、生年月日、住所、電話番号、受講条件を満たしていること、応募動機(300字以内)をお伝えください。メールでのお申込みの際は受講申込書と同内容を記入のうえご送信ください。



受講申込書

注意事項	・この講座を修了されても公的な資格を認定するものではありません。 ・また、消費生活相談員としての就業をお約束するものではありません。		
ふりがな		生年月日	昭和・平成 年 月 日
氏名			平成30年3月31日現在(満 歳)
住所	〒		
電話番号	自宅 () -	携帯	- -
講座を9割以上受講可能ですか？	はい・いいえ		
平成30年度消費生活相談員資格試験を受験しますか？	はい・いいえ		
試験合格後「三重県消費生活相談員人材バンク」※に登録可能ですか？ ※県・市町の消費生活相談員募集情報を登録者に情報提供する制度。	はい・いいえ		
応募動機	※必ずご記入ください。		

※個人情報は本講座の運営にのみ利用し、それ以外の目的では利用しません。